三　国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）第二条第十一号
四　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）別表第一環境省の項
五　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第二条第二十九号
六　食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）第四条第二十二号

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第四条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

第十三条第二項第十一号中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同項第十二号中「含む地方環境事務所」を「含む地方環境局」に、「係る地方環境事務所」を「係る地方環境局」に、「当該地方環境事務所長」を「当該地方環境局長」に改め、同号イ及びロ中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

第十四条第七号中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年六月二十五日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第三十条の二―第三十条の四」を「第三十条の三―第三十条の六」に、「第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十条の五・第三十条の六）」を「第四章の三　特定事態における資本の増強に関する特別措置（第三十条の七―第三十条の二十二）　第四章の四　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十条の二十三―第三十条の二十七）」に改める。

第一条中「、「劣後特約付金銭消費貸借」」及び「、「特定組織再編成」」を削り、「「実施計画」を「「組織再編成等実施計画」、「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」、「共同化措置実施計画」に、「第十五条第一項、第三項」を「第十五条第三項」に改め、「、第十六条第一項」を削り、「第三十四条の十第一項」の下に「、第三十四条の十六第一項」を加え、「、劣後特約付金銭消費貸借」、「、特定組織再編成」及び「、対象組織再編成子会社」を削り、「、実施計画」を「、組織再編成等実施計画、基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画、共同化措置実施計画」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

第八条の二　法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、同条第一項に規定する優先出資発行対象金融機関等が協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときにおける優先出資法施行令第十五条第三項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号及び第四号に」とする。

第二章に次の一条を加える。

（合併等の認可に関する技術的読替え）

第十一条の二　法第十四条第十二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第十三条第四項	第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
	第七条第三項	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	第八十九条及び第九十条
		同条中	これらの規定中
		第十四条第八項の規定による認可	第十三条第一項の規定による認可

第七条第三項	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	第八十九条及び第九十条
	第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等	第十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等